
第10章 運営・体制

基本方針として設定した、「5. 多様な主体が連携した持続可能な運営体制の整備」に基づき、舟木遺跡の保存と活用における運営・体制の整備を行う。

10-1. 運営・体制整備の基本的考え方

調査研究、保存・管理、活用、整備の多岐にわたる様々な取組みを着実に進めていくためには市の関係各課や兵庫県、文化庁との連携をはじめ、研究機関や地域団体、市民との連携が必要不可欠である。このため、史跡舟木遺跡の適切な保存・管理を確実に進めることを目的として、淡路市教育委員会社会教育課を中心として、多様な主体が連携した運営体制を整備する。

さらに、弥生時代からの地形や遺跡環境が時代を超えて継承されていることが舟木遺跡の本質的価値の一つであり、遺跡環境を構成する森林や田畑、地域を特徴づける祭礼・行事等は地域住民により管理されていることから、遺跡区域に住む地域住民との連携を進めるものとする。

また、舟木遺跡は弥生時代を中心としたわが国の歴史文化はもとより、地域の成り立ちや人々の暮らし、自然環境なども学ぶ事ができる場であることから、多様な教育分野への活用が期待され、そのため学校教育や社会教育との連携を図るものとする。

10-2. 運営・体制整備の方向性

(1) 調査研究の体制

舟木遺跡の調査研究は、これまで淡路市教育委員会社会教育課が主体となって実施してきている。今後も5年を一区切りとして未調査地区の調査を推進していく予定であるため、専門性を担保しながら調査研究を計画的に推進していくための調査体制の充実に努めるとともに、研究機関や研究者等と連携をより一層強化する。

また、調査にあたっては、学識経験者で構成する「舟木遺跡調査検討会」を設置し、調査結果に対する評価検討を行ってきた。今後は、調査成果を活かした活用が求められることから、調査成果に対する検討と同時に調査成果を活かした保存活用に対する検討を併せて行える体制を整備する。

さらに、調査研究の成果についても随時発信することで、様々な主体の舟木遺跡に対する興味・関心を向上させる。

(2) 保存・管理・活用・整備の体制

道路・ため池の提等を除いて、遺跡区域のほとんどは私有地であり、地域住民により管理されている。保存・管理については、活用や整備と密接な関係があることから「(仮称)史跡舟木遺跡保存活用整備検討会(以下、「検討会」という。)」を新たに設置することにより、行政と地域住民、地域団体、研究機関等多様な主体によるネットワークを強化し、舟木遺跡の保存・管理・活用・整備や活用の方向性や具体的な取組み内容を共有することで、地域一丸となって舟木遺跡の保存・管理や活用・整備を進める体制を整える。

なお、舟木遺跡について新たな問題や課題が発生した際には、検討会において協議を行った上で、

関連する主体に検討結果を速やかに通知する。

(3) 地域住民との連携

遺跡区域のほとんどは民有地であり、日ごろ管理を行っている地域住民との連携は特に重要な点である。また、J地区には、舟木地区で管理され、女人禁制が固く守られる石上神社が鎮座している。このことから、舟木遺跡の調査研究や整備等は、地域住民と協議を密に行い、内容について十分調整した上で進めていく。また、今後の人口減少を見据えて、周辺地域の住民の協力等も視野に入れながら、日常の遺跡の保存・管理の手法や、舟木遺跡の本質的価値を継承していく方法を検討する。さらに、既に整備が完了している史跡五斗長垣内遺跡と結びつけて本市の歴史文化の魅力を相乗的に発信していくため、五斗長まちづくり協議会との連携も強化する。

(4) 関係部局・関係機関との連携

今後の舟木遺跡の保存・管理、活用、整備に関する事業は、文化庁や兵庫県教育委員会の指導の下淡路市教育委員会社会教育課が中心となって行う。また、より効果的に舟木遺跡やその調査成果等をまちづくりや教育に活用していくため、洲本市や南あわじ市等の周辺自治体との連携や、淡路島日本遺産委員会のほか、商工観光課や学校教育課等、市の関係各課との連携をより一層深める。なお、大規模災害発生時に備えた災害対応のネットワークの構築についても調整を行う。

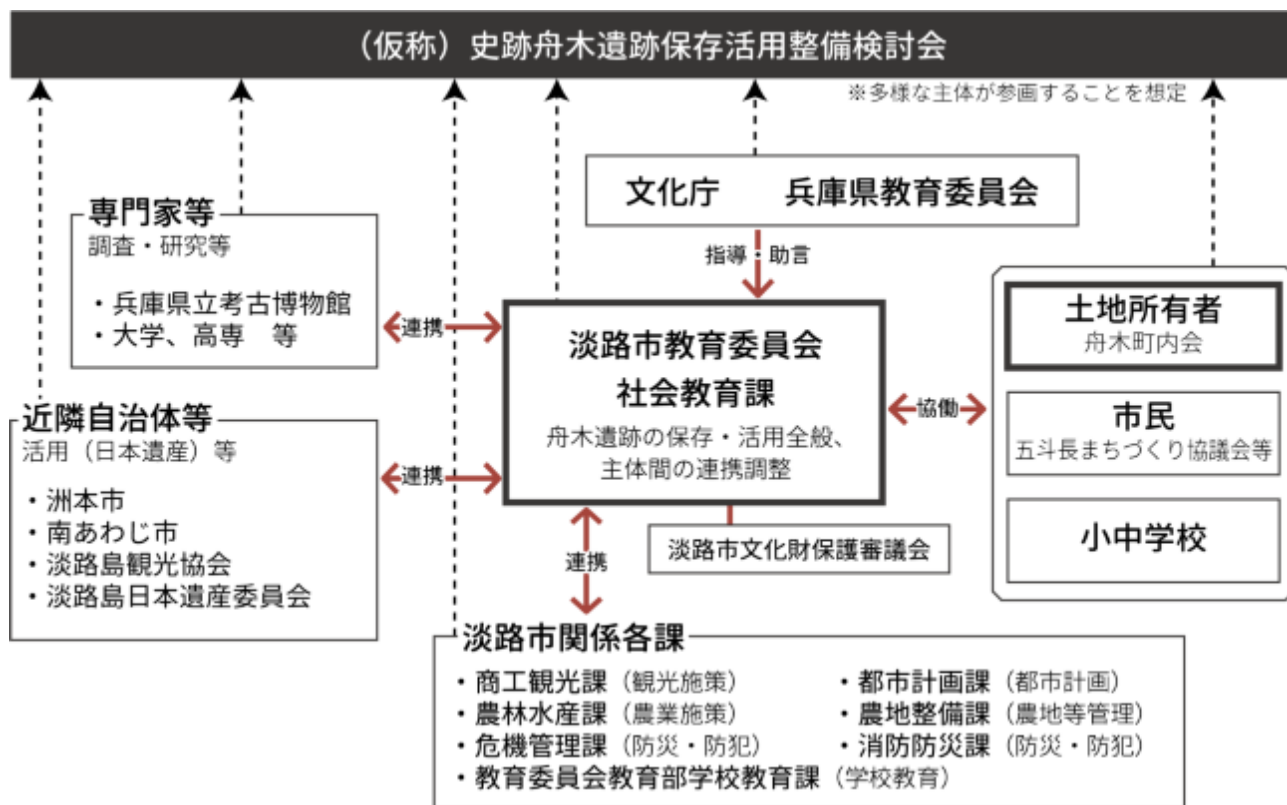


図 10-1 連携関係の図